

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務並びにその他委託業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施することに関し、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 郵便入札は、建設工事等に係る競争入札のうち、予算執行者が指定するものをその対象とする。

(入札の公告等)

第3条 予算執行者は、郵便入札を実施しようとするときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）において、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 郵便入札を実施する旨
- (2) 入札書の提出先
- (3) 入札書の提出期限
- (4) 入札回数
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項

(入札書及び積算内訳書の提出方法)

第4条 入札参加者は、郵便入札をしようとするときは、入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）を一般書留又は簡易書留のいずれかにより、公告等に示す日本郵便株式会社の郵便局（以下「指定郵便局」という。）留置で提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札書等の提出に当たっては、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 使用する封筒は、外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書は、中封筒に入れ封印し、中封筒の表面に開札日、工事（業務）名、工事（業務）箇所名及び入札参加者名を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書を入れた中封筒及び積算内訳書を入れ、外封筒の表面に開札日、工事（業務）名、工事（業務）箇所名及び入札参加者名を記載すること。
- (4) 1枚の中封筒に入れる入札書は、1枚とすること。
- (5) 1枚の外封筒には、中封筒1通及び積算内訳書1組を入れること。
- (6) 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を外封筒に同封すること。

3 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、前項の規定により調製した入札書等を公告等に示す提出期限（以下「指定提出期限」という。）までに、発注課に持参することにより提出することができる。

(入札書等の提出期限)

第5条 入札書等の提出期限は、開札日の前々日とする。ただし、その日が佐久市の休日を定める条例（平成17年佐久市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日とする。

2 入札参加者は、前条第3項に規定する方法により提出する場合を除き、入札書等を指定提出期限までに指定郵便局に到達するよう郵送しなければならない。

3 予算執行者は、入札参加者からの入札書等の到着の確認に関する問合せには、原則として応じないものとする。

(積算内訳書)

第6条 積算内訳書は入札金額に対応したものとし、公告等で示した様式によるものでなければならない。

(入札書等の受領及び保管)

第7条 予算執行者は、第4条第3項に規定する方法により提出される場合を除き、指定提出期限の翌日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。）に指定郵便局から入札書

等を受領するものとする。

2 予算執行者は、前項の規定により受領した入札書等（第4条第3項に規定する方法により提出され、受領したものを含む。）を開札まで厳重に保管しなければならない。

3 入札参加者は、一度提出した入札書等を引換え、変更又は撤回することはできない。

（入札の辞退）

第8条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、規程別記入札心得（以下「入札心得」という。）第5条第2項第1号に規定する入札辞退届を開札の日時までに発注課へ提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を提出した後においても、開札までは入札を辞退することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

（開札）

第9条 開札は、公告等に示す日時及び場所で行う。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

3 予算執行者は、開札時に入札参加者の立会いがないと認めるときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

4 郵便入札の入札回数は、1回とする。

5 予算執行者は、開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者又は落札候補者を決定するものとする。

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

（1） 指定提出期限までに到達しなかった入札書

（2） 第4条に規定する提出方法によらずに提出された入札書

（3） 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した入札書

（4） 前3号に定めるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

2 前項の規定により無効とした入札書は、返却しない。

（入札の延期等）

第11条 予算執行者は、郵便入札において、入札心得に定めるもののほか、不正な行為等により必要があると認めるときは、入札を延期し、若しくは中止し、又は入札の取消しをすることができる。

（入札結果の通知）

第12条 予算執行者は、郵便入札により落札者又は落札候補者を決定したときは、直ちにその旨を落札者又は落札候補者に通知するものとする。

（入札に係る費用の負担）

第13条 郵便入札に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。